

9月30日(火)までは、地球温暖化対策の一環として事務室などの室温設定を28℃とするため、職員は軽装で業務にあたります。ご理解ください。

～未成年者の携帯電話購入トラブル(保護者の方へ)～

相談事例

1 携帯電話がほしくて親に内緒で販売店に行き、話を聞いているうちに契約してしまったがやっぱりやめたい。契約には親の同意書が必要と言われたので、店員に言われるまま自分で書いた。(10代男性)

2 未成年の息子が、一人で販売店に行き、友人の書いた親の同意書で携帯電話の契約をしたようだ。自宅に契約書が届いたので初めて知った。契約を取り消せないか。(50代男性)

3 娘が使っている携帯電話の利用料金が高額で困っている。契約の際に娘が勝手に親の通帳と印鑑を持ち出し、口座振替の手続きをしているので、もう何回か引き落とされている。販売業者に確認したら、親の同意書を取らずに契約したことを認めているので、この契約はなかったことにならないか。

〈お答えします〉

携帯電話を購入する時は、通常自ら店舗に出向いて購入しますが、この場合はクーリングオフの適用はありません。しかし、契約時の年齢が20歳未満の人が契約する時は、原則として法定代理人(親権を有する者、大抵は親)の同意が必要となります。このため、販売業者が未成年者と契約しようとする時は、必ず親の同意書の提出を求め、さらに親同伴での来店でない時は自宅に電話するなど確認を行っています。

ところが、販売業者の中には、事例①のように未成年者本人に親の同意書を書かせる悪質な店員も少なからずいるようです。このケースでは、販売業者が販売方法に問題があったことを認めて「契約の取り消し」となりました。「取り消し」をすると契約時にさかのぼって最初から契約がなかったこととされますので、代金等の支払い義務はなくなり、既に未成年者本人が支払った代金の返還を求めることができます。

ただし、事例②のように、偽造した親の同意書を提示して契約した場合は「詐術(さじゅつ)」になり、未成年者契約であることを理由に取り消すことができなくなります。詐術とは、相手方(この例では販売業者)が事実を誤認するような詐欺的手段を取ることをいいます。

また、未成年者が行った契約であっても「法定代理人の追認」があると、その契約は有効となります。事例③のように、代金などが口座から引き落とされたことに気付いてもすぐに契約取消しの申し出をしなかった場合は、親の追認があったとみなされる可能性が高くなります。事例③の場合は、契約するために親の通帳と印鑑を利用していることが詐術にあたる可能性がありますので、契約を取り消すことがさらに難しくなります。

なお、たとえ未成年であっても、契約時に結婚している場合は成人として扱われます。

困った時や不安に思うことがありましたら、お近くの消費生活相談窓口にお問合せください。

小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当 ☎ 991-1874

「みんなの尊い命を守る」

目の前で人が倒れていたら

民生委員・児童委員広報部会が吉川松伏消防組合松伏分署で救命講習を受け、心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用方法等基礎的な知識を学びました。講習を受けて実感したことは、いざ、という時に知っているのと知らないのとでは後遺障害の程度や蘇生率が大幅に変わるということです。皆様も機会をつくって救命講習を受けましょう!



町内公共施設AED設置場所

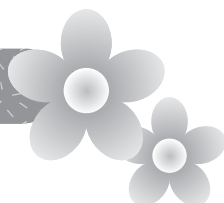
松伏町役場、中央公民館
松伏小学校、松伏第二小学校
金杉小学校、松伏中学校
松伏第二中学校
B&G海洋センター
保健センター
老人福祉センター

講習問合せ先／吉川松伏消防組合消防本部警防課
☎ 048-982-3968

◆平成20年度に入り3地区の民生委員・児童委員が交代しました。(敬称略)

委嘱日	氏名	主な担当地区
4月1日	田中れい子	上河原地区
7月1日	桑原喜多子	ゆめみ野1丁目地区
7月1日	村松 英子	内前野1丁目地区

わが家のエンジェル



My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



わたなべ あゆか
渡邊安柚香ちゃん
[H 19.9.16]

コメント

元気いっぱい育ってね!!
[学・美紀]
(大字松伏)



おさない はづき
長内葉月ちゃん
[H 19.8.13]

コメント

元気に育ってね!
[一仁・佳世]
(大字金杉)